



有田川町 告示 第 77 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、当役場税務課に保管してありますので、御来庁のうえ受領して下さい。

令和8年7月3日

有田川町長 坂頭 徳彦



記

送達を受けるべき者

| 送達する書類の名称      | 文書番号           | 氏 名   |
|----------------|----------------|-------|
| 令和8年6月29日発送の書類 | 8有田川町-税務 第797号 | 山口 知昭 |

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。